

第16回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日 時 2005年4月26日（火）10：30～11：50

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館7階 共用743会議室

3. 出席者 近藤委員長、齋藤委員長代理、木元委員、町委員、前田委員
内閣府

後藤企画官、犬塚参事官補佐、池田主査
経済産業省

原子力安全・保安院原子力発電安全審査課 永田統括安全
審査官、高須安全審査官

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課 菅原課長

資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課 江口課長
補佐

4. 議 題

- (1) 前回議事録の確認
- (2) 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉の設置変更（1号原子炉施設の変更）について（諮問）（経済産業省）
- (3) 武藏工業大学原子力研究所の原子炉設置変更（使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）
- (4) 平成18年度の原子力関係施策の重点化の方向性について
- (5) 電源特会の広報事業等について（経済産業省）
- (6) 原子力委員会参与及び専門委員の変更について
- (7) その他

5. 配布資料

資料1-1 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉の設置変更
(1号原子炉施設の変更)について（諮問）

資料1-2 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所原子炉設置変更許可申請
(1号原子炉施設の変更)の概要について

- 資料 2 武藏工業大学原子力研究所の原子炉設置変更（使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）（案）
- 資料 3 平成 18 年度の原子力関係施策の重点化の方向性（案）
- 資料 4 電源特会の広報事業等について
- 資料 5 第 15 回原子力委員会定例会議議事録（案）
- 資料 6 原子力委員会 新計画策定会議（第 26 回）の開催について
- 資料 7 原子力委員会参与及び専門委員の変更について（案）

6. 審議事項

（1）前回議事録の確認

事務局作成の資料 5 の第 15 回原子力委員会定例会議議事録（案）が了承された。

（2）東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の原子炉の設置変更（1号原子炉施設の変更）について（諮問）（経済産業省）

標記の件について、永田統括安全審査官より資料 1-1 及び 1-2 に基づいて説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

（前田委員） BWR（沸騰水型軽水炉）のうち 15 基が残留熱除去系の蒸気凝縮モード機能を有しているとのことだが、15 基は削除の変更はすべて済んでいるのか。

（永田統括安全審査官）この機能を有する 15 基のうち、浜岡原子力発電所 2 号機、3 号機は、原子力安全委員会等で認められた閉止板を設置する方策を適用し、その他の 12 基はすでに本申請と同じ削除の変更許可を取得している。

（近藤委員長）それでは本件については精査の上答申を申し上げる。

（3）武藏工業大学原子力研究所の原子炉設置変更（使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）

標記の件について、池田主査より資料 2 に基づいて説明があり、以下のと

おり質疑応答があった。

(斎藤委員長代理) この案でよいと思う。ただし、以前、設置を許可した原子炉が住民の反対で建設出来なかつた事例があり、計画的遂行をどう読むか、原子力委員会が判断する範囲かどうかわからない。使用済燃料を米国に移転する際の積出港はどこか、運び出す際には反対運動等の問題が起こる可能性があるので、円滑に行っていただきたいと思う。

(池田主査) 移転の具体的な手順は今回の答申を受けてから計画すると聞いている。

(近藤委員長) それは当委員会の判断に係る範囲ではない。

(町委員) この案でよいと思う。別紙の1. に「原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする文部科学大臣の判断は妥当である」とあるが、廃炉になった原子炉が平和の目的に利用されるというような表現は適切ではないのではないか。

(近藤委員長) 米国に移転され利用される使用済燃料も原子炉の一部であると考えればこれでよいと思う。それではお認めいただいたということで、本案により答申させていただく。

(4) 平成18年度の原子力関係施策の重点化の方向性について

標記の件について、犬塚参事官補佐より資料3に基づいて説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(木元委員) 2. の④の「講じる」を「講ずる」にしたほうがよい。

(斎藤委員長代理) ⑦についてだが、エルバラダイ・AEA（国際原子力機関）事務局長のウラン濃縮とプルトニウム再処理を多国間管理するという提案もなされているので、「国際的な核不拡散体制の強化に向けた議論等に積極的に参加していく」の前に「我が国の平和利用の権利を損なうことなく」を追加したほうがよいのではないか。

(近藤委員長) NPT（核兵器不拡散条約）の第1条（核兵器国の核不拡散義務）、第2条（非核兵器国の中核不拡散義務）など様々な活動を誠実に履行した上で第4条（締約国の原子力平和利用の権利）なので、第4条だけを強調するのはバランスが悪いと思う。平和利用の権利も国際条約に基づくものであり、第1条、第2条との関係で第4条の権利の内容には制約が

かかっており、今後もその内容が変更することもあり得ると認識する。

(木元委員) 1. の現状認識の2ページ最後の部分に、平和利用に係る我が国の姿勢がきちんと書いてあるので、2. の⑦はこれでよいと思う。ここでエルバラダイ提案を念頭において書くと内容が狭まると思う。

(町委員) 近藤委員長が言われたように、国際条約は国際的な約束であり、それをまもった上で平和利用の権利であるので、⑦の内容でよいと思う。

(斎藤委員長代理) 国の政策として国民の皆さんに明確に説明したほうがよいと思うが、委員会の多数のご意見に従う。

(町委員) 2. の③の「人類社会の長期展望を踏まえ」という表現がしつこないが。

(近藤委員長) これは、将来の技術なので、エネルギー需要などの市場の状況をみながら研究開発を進めるべきという趣旨である。

(町委員) 2. の⑤に「国民生活の質及び人類社会の福祉の向上に貢献する」とあり、この項目は大強度陽子加速器やSpring-8などの施設や、それらを用いた研究が念頭にあると思うが、この分野だけでなく全てが人類社会の福祉に貢献するのではないか。特にこの分野だけにそういった表現を入れたのは、現在のところは基礎研究であり、将来的に人類社会の福祉向上を目指して研究をしているということを強調するためと理解してよいか。

(近藤委員長) この文章の結びは「科学技術の活動に供する」であり、これらの施設を科学技術活動の全般に提供すれば、「国民生活の質及び人類社会の福祉の向上に貢献する」に違いないということである。最近は原子力委員会も原子力がそれ以外の分野に役立っていることを強調していることもあり、この表現を用いた。

(前田委員) ④の放射線利用技術にもその表現を入れたくなるが。

(近藤委員長) ④は放射線利用技術に限った項目であり、その高度化のための研究開発を進めるという内容になっている。

(町委員) ⑤の「これらを国民生活の質及び人類社会の福祉の向上に貢献する科学技術の活動に供する」の「これら」は、加速器や原子炉等の施設を意味するだけでなく、その研究成果も含むと理解したほうがよいと思う。

(近藤委員長) 両方とも読みこんでもよいと思う。

(斎藤委員長代理) 加速器を建設してライフサイエンスやナノテクノロジー等への利用の道を開くには、現場の研究者が「こんなふうに使えますよ」という展望を開き、先端的な研究成果を挙げるのは当然で、大事である。「その後は広く科学技術全般に使ってください」と読めば、この内容でよ

いと思う。

(前田委員) 読みやすくするため、⑧の「立地地域が主体的にビジョンを構築して行う」の「て行う」を削除したほうがよいと思う。

(近藤委員長) それでは、以上の必要な修正を行い、本案を我々の平成18年度の原子力関係施策の重点化の方向性として委員会決定する。

(5) 電源特会の広報事業等について（経済産業省）

標記の件について、菅原課長より資料4に基づいて説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(近藤委員長) 確認するが、予算と決算の大幅な乖離はどのように処理されるのか。

(菅原課長) 目細間の流用は我々の裁量の範囲内で許されているが、行っていない。例えば、(目細) 電源立地推進調整等委託費の中で余った場合は、その目細内で、その時に応じ、プルサーマルの広報が必要だということであれば、その新聞、テレビへの広告に振り向けるといった工夫をしている。ただ、実際のところ、節約額が1、2割あり、また、若干の不用もある。不用となり繰越金として次年度に計上される部分もある。

(近藤委員長) 7ページの例ではおよそ1億円の乖離があるが、これはどう処理されたのか、

(菅原課長) 一部は、社会経済生産性本部の新聞広告等、他の広報事業に振り向けられている。

(近藤委員長) 透明性を高めるために、差額は社会経済生産性本部の他の事業に使われたという書き方もできるのではないか。

(菅原課長) 新聞広告等以外に執行残があるので、他に振り向けた部分は予算に対して決算がかなり減額している中での微動であり、新聞広告等への振り向けを考慮しても帳尻が合うわけではない。

(町委員) 電源特会の広報予算は、平成15年度の95億円から平成17年度の78億円へ減額したことだが、その金額はこの資料のどの部分に相当するのか。

(菅原課長)(目細) 電源立地推進調整等委託費は、広報予算に限らず他の予算も色々と入っているが、その中から広報予算を拾い上げたものである。

(町委員) その下の(テーマ)Ⅱ 全国広報事業に相当するのか。

(菅原課長) おそらくこれに個別地点広報事業等を加えた、いわゆる広報として我々が管理している予算である。

(町委員) その中で原子力の占める比率は大部分なのか。

(菅原課長) 手元にデータが無いので一概に何割とは言えないが、大部分というわけではないと思う。エネルギー関連の広報の中に、省エネ、新エネ、原子力等と色々入っている。

(前田委員) 大臣から1. の①～⑤の指示があり、こちらの改善策をきちんと実施されることは必要だと思う。さらに、広報予算を平成17年度の78億円から平成18年度は3割削減し、しかも同じ効果を維持せよと、大臣から指示があったとのことだが、原子力広報の重要性はなんら変わらないので、是非効果を維持されるようお願いしたい。それから、「③企画競争など競争原理の全面導入」、「④外注比率の適正化」も有効な手立てだと思うが、行政当局の業務量や、競争見積りを比較評価する能力等が今よりも要求されると思うが、その辺はどうお考えか。

(菅原課長) ご指摘のとおり、これまで外部に委託していた業務のかなりの部分が我々の直接の業務になるので、業務量は増えると思うが、我々の定員が増えるかどうかに係らず、効率的な事業の執行に努めていく。また、企画競争等を行う際に職員だけで審査できるのかという問題については、1. の⑤にあるように、アドバイザリーチームを設置することにより外部の知見を活用していきたいと考えている。

(前田委員) 特にIT関係は非常に変化が激しく、審査評価が非常に難しいので、そういった専門家のアドバイザリーチームを設置するのはよいと思う。

(木元委員) メディアの仕事をしている立場から言うと、大臣の指示のうち「④外注比率の適正化」が一番重要だと思う。例えば、社会経済生産性本部に発注しても、その社員の作業能力には限界があり、孫受け、ひ孫受けと膨らんでいる。今回の電源特会に限らず、国の予算による広報にはそういう実態がある。実際に係わってみると、もっとすっきり、簡潔にできるのではないかと感じことがある。

(町委員) 原子力の広報は非常に重要であり、大事な事業をされていると思う。作成したホームページ等をなるべく多くの人に見てもらう努力が必要であると思うので、引き続き努力をお願いしたい。

(菅原課長) ホームページについては、年間59万件程度のアクセスがあり、専門家だけでなく、原子力ってなんだろうという初步的なページから入る方もかなり多い。そういう方に対しても専門用語を並べると、今後

2度とアクセスしてもらえないで、やはりバーチャルな画像を多用し、面白さと同時に理解度を深めるという工夫が必要なため、お金がかかっている。国会審議でも、「ホームページは10万円か、せいぜい100万もあればできるだろう。それが何で億単位になるのか。」などと言われたが、実際はソフトウェアのところでかなりお金がかかっている。個人の普通のホームページは数百メガバイトという容量だが、我々のホームページは10数ギガバイトであり、かなりの情報量になっている。それから、専門家の人も念頭に置いたホームページなので、イベント情報や何が発表されたかなど、毎日のように更新するため、手間ひまがかかっている。常に新しい情報を提供しながらコストを削減するのがこれからの課題と考えている。

(近藤委員長) 3次元のシミュレータ結果の画像を使っているが、とのシミュレータは相当な値段である。今はコンテンツの時代であり、それにお金がかかるることは理解していただかなければならない。それから、大変よくできたホームページであり、大学にいた時に、学生にレポート課題を出すと、そのホームページから取り込んだものを貼りつけてくる学生が多くかった。

しかし、この数年、電源特会の制度、運営のあり方について社会的な関心が高まっていたが、それにもかかわらずこのような予算書を作っていたのは行政庁の感度が鈍かったということで、それは何故かという問題はあると思う。

(菅原課長) ご指摘のとおりだと思う。

(近藤委員長) 今、世界、特にヨーロッパにおいて、行政のビジネスリスクマネジメントが重要視されており、単にコンプライアンスだけでなく、リピュテーション、国民からの信頼の喪失可能性といった観点からも専門的にチェックし、管理することが行われている。経済産業省も数年前にビジネスリスクマネジメントに関する報告書を出されたが、それを自らに対しても適用する時期でないかと思う。予算の査定を厳しくすることや、予算の前提であるプランの健全性など、一連の手続きについて説明責任を果たすという観点から精査する仕組みを持たないと、「小さな政府を」という時代において行政機関として生き残れない可能性もあるかもしれない。これをきっかけに、行政全体について、そういったビジネスリスクマネジメントの観点を強化されるとよいのではないかと感じた。

(菅原課長) 原子力広報の重要性については十分認識しているので、近藤委員長がご指摘されたように、こういった手続き面の瑕疵でその重要性が非難されることのないように、今回取り上げられたことを機会に、気持ちを

引き締め、効果をより高めるよう努力したいと思う。

(齋藤委員長代理) 10年程前に、長計(原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画)の策定作業のご意見を聞く会において、一般の方から「原子力発電のことをどこに聞いたらいいかわからない。電力事業者でも通商産業省でもなく中立的なところに聞きたいが、どこに聞いたらいいかわからない。」というご意見があった。当時と比べて今はホームページもあり、「原子力なんでも相談室」も設けられているが、関係者だけでなく幅広い方がアクセスしてきているのか。公平性、客観性は保たれているのか。

(菅原課長) 色々な原子力広報のパンフレットの一番後ろに、ご質問があれば、ホームページにアクセスされるか、「原子力なんでも相談室」に電話、メール、FAXのうち何でもよいから自由にお問い合わせくださいと記載しており、この2つを主として対応している。アクセスはやはり幅広く、学生の方から、技術者の方の相当高度な質問まで様々である。「原子力なんでも相談室」では、電話ではすぐに答えられないような高度な質問については、日数をいただき、専門家の先生に問い合わせた後、メールやFAX、場合によっては手紙で返答している。もちろん役所にも問い合わせがあり、我々も対応するが、限られた人員のためにそういった丁寧な対応が不可能な場合もあるので、社会経済生産性本部に置くかどうかは別にして、どうしてもこういった専門の窓口が必要であると考えている。

(齋藤委員長代理) 中立的な存在であると認知されていると考えてよいか。

(菅原課長) そのように考えている。

(木元委員) 広報事業の場合、役所の担当者はたしかに専門家ではない。一方受託業者は経験豊富な専門家ではあるので、その提案にそのまま従うことが多くある。外注先が固定化されると同時にやり方や、フォーマットが固定化される傾向があるので、きちんとチェックして欲しい。そうでないと、ありきたりのマンネリ広報になり、形骸化してしまう。

(菅原課長) ご指摘については、「③企画競争など競争原理の全面導入」を行い、仮に某社がだらだらとやって高額の利益をむさぼったと評価されたら、翌年度は他社からもっとよいものを、あるいはより安い値段で提供していく様子というように、受託する側にも緊張感を持たせることが重要であると思う。

(木元委員) もう1つ、アンケートの受付先や主催者の名前が行政当局ではなく受託した業者の名前になっていた事例があった。主催する当事者が、そのことに無関心であるという体質がよくない。

(6) 原子力委員会参与及び専門委員の変更について

標記の件について、後藤企画官より資料7に基づいて説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(近藤委員長) 参与と専門委員は別なので、表題を「原子力委員会専門委員の変更について」から「原子力委員会参与及び専門委員の変更について」に修正し、また、1. の中に「原子力委員会参与のうち、藤 洋作の願による辞任を認める」と「新たに松尾 新吾を原子力委員会専門委員に任命する」の両方を書くのではなく、1. と2. に分割して記載するように修正する。それでは異論がないようなので、資料7のように原子力委員会参与及び専門委員を変更することとする。

(7) その他

- ・事務局より、5月10日(火)に次回定例会議が開催される旨、報告があった。
- ・事務局より、5月12日(木)に原子力委員会 第26回新計画策定会議が開催される旨、報告があった。